

令和7年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和7年6月13日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正 男 君
副市長 加藤 正 倫 君	教育長 岩瀬 好 央 君
総務課長 屋代 浩 君	企画課長 水野 伸 明 君
財政課長 鈴木 和 幸 君	情報政策課長 高橋 吉 造 君
消防防災課長 窪田 正 君	税務課長 小野寺 千 枝 君
市民課長 田中 めぐみ 君	高齢者支援課長 篠宮 寛 敬 君
福祉課長 渡邊 弘 則 君	こども未来応援課長 土馬 健太郎 君
生活環境課長 渡邊 知 幸 君	都市建設課長 栗原 幸 雄 君
農林水産課長 君塚 恒 寿 君	観光商工課長 岩瀬 由美子 君
会計課長 吉田 智 絵 君	学校教育課長 紫 関 左 恭 君
生涯学習課長 渡邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 軽込 一 浩 君	議会係長 小高 茂 君
---------------	-------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算

議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

- 議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について
請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
(産業厚生常任委員長)
議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算
議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について
議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物(燃やすごみ)の焼却処理に関する事務の委託について
陳情第6号 勝浦ベイシアの信号から市役所までと武道大学から警察署経由で市役所までの歩道の新設を求める陳情

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第4号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

第4 報告

報告第2号 令和6年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和6年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 令和6年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について

開 議

令和7年6月13日(金) 午前10時開議

○議長(戸坂健一君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(戸坂健一君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について、議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について、請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 渡辺ヒロ子君登壇]

○総務文教常任委員長（渡辺ヒロ子君） ただいま議長より御指名がございましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月10日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について、議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について、以上5件につきまして、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願については、いずれも全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第51号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第52号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第53号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、請願第1号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（戸坂健一君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第46号 勝浦市健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について、

議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託について、陳情第6号 勝浦ベイシアの信号から市役所までと武道大学から警察署経由で市役所までの歩道の新設を求める陳情、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。狩野産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 狩野光一君登壇〕

○産業厚生常任委員長（狩野光一君） 議長より御指名をいただきましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月11日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について、議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託について、以上5件につきまして、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第6号 勝浦ベイシアの信号から市役所までと武道大学から警察署経由で市役所までの歩道の新設を求める陳情につきましては、審査を行った結果、採択3名、不採択3名で可否同数となり、委員会条例第14条第1項に基づき、委員長の決するところにより不採択とするものに決定しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第46号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第47号 勝浦市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） これより、議案第48号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第50号 勝浦市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第2、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員、西川一男氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、後任として、市東邦夫氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

市東氏の経歴につきましては、配付しております推薦者経歴書に示したとおりであり、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直

ちに採決することに決しました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（戸坂健一君） 次に、日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第4号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。渡辺ヒロ子議員。

〔2番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○2番（渡辺ヒロ子君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について及び発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第4号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えています。

また、近年、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化など社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、令和8年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く

要望しようとするものであります。

- 1、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2、子どもたち一人一人にきめ細やかな指導するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- 6、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- 7、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 8、GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯があります。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号及び発議案第5号、以上2

件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号及び発議案第5号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第4号 国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第4、報告であります。

報告第2号 令和6年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について、報告第3号 令和6年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和6年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第2号から報告第4号までについて、申し

上げます。

初めに、報告第2号 令和6年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和6年度勝浦市一般会計予算の継続費で、勝浦中学校トイレ改修事業に係る経費7,529万2,000円を令和7年度へ繰り越すために調製した継続費繰越計算書であります。

次に、報告第3号 令和6年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和6年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、いすみ鉄道対策事業のほか、13件に係る経費3億8,944万4,478円を令和7年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第4号 令和6年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。本件は、令和6年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、消防車両整備事業に係る経費1,262万8,000円を令和7年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書であります。

以上で、報告第2号から報告第4号までの説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時31分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第45号～議案第53号及び請願第1号～第2号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第4号～第5号の総括審議
1. 報告第2号～第4号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員